

江合川漁業協同組合
内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、江合川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、かじか、うなぎ、いわな、やまめ及びおいかわをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域（特別遊漁区域）でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ	組合が定めて公表し指定する区間	3月1日から9月30日まで
いわな・やまめ <u>あゆ・にじます</u> を除く全魚種		10月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店、遊漁承認証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア. 漁具・漁法	イ. 規 模
投 網	全長2m70cm以下・網目12mm以上
ころがし	1年を通じて禁止

2 江合川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具	ウ. 期 間
あ ゆ	つ り	7月1日～10月31日 <u>但し組合が定めて公表し指定する区間</u> <u>7月1日～11月30日</u>
	投 網	7月15日～10月31日 但し二ツ石～岩出山大堰間、8月1日～10月31日 岩出山鉄橋～バイパス岩出山大橋下流200mの地点、8月21日～10月31日
いわな、やまめ	つ り	3月1日～9月30日
その他の魚種	つ り	1月1日～12月31日 但し増繁殖期間の
	投 網	6月1日から6月30日まで全面禁漁

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店、遊漁承認証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
右京江堰、三丁目堰、岩出山大堰、東北電力株式会社池月発電所取水堰の上流200m及び下流100m	1年を通じて禁漁

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こ い	10cm以下	おいかわ	10cm以下
あ ゆ	10cm以下	か じ か	4cm以下
う ぐ い	10cm以下	ふ な	10cm以下
にじます	10cm以下	う な ぎ	20cm以下
やまめ	15cm以下	い わ な	15cm以下

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
いわな	50尾
やまめ	50尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

1 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
漁業権魚種全種	手釣・竿釣	1日2,000円、1年8,000円
	投網	1年10,000円

2 第3条で規定する特別遊漁区域内の場合

魚 種	漁具・漁法	区 域	期 間	遊 漁 料
いwana・や まめ	手釣・竿釣	組合が定めて公表する キャッチアンドリリース 区間	3月1日～ 9月30日	1日1,000円 ※年券は使用できません
いwana・や まめを除く全魚種			10月1日～ 11月30日	

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 江合川漁業協同組合事務所
- (2) 組合が指定した釣具店
- (3) その他組合が指定する場所

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、河川管理者および組合の許可を得た場合を除き漁業権設定区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

(施行期日)

この規則は行政庁の認可の日から施行する

